**認可地縁団体の手引き**

**～町内会等の法人化について～**

**令和４年４月改定**

**銚子市**

**総務課総務室協働推進班**

目次

１．地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．認可地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．申請できる団体・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４．認可の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５．申請から認可までの大まかな流れ・・・・・・・・・４

６．認可申請に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・５

７．認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

８．認可告示後の手続き等・・・・・・・・・・・・・・８

（１）認可地縁団体としての印鑑登録

（２）認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

（３）不動産登記

９．認可地縁団体の義務・・・・・・・・・・・・・・・９

１０．認可地縁団体に係る税金・・・・・・・・・・・１１

１１．認可の取り消しと解散・・・・・・・・・・・・１２

**様式集および参考例**

認可申請書（様式第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

認可申請書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

保有資産目録（様式第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

保有資産目録（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

保有予定資産目録（様式第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・１８

保有予定資産目録（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

就任承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

就任承諾書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

代表者の職務執行停止等の有無について（様式第８号）・・・・・・２２

代表者の職務執行停止等の有無について（記入例）・・・・・・・・２３

代理人の有無について（様式第９号）・・・・・・・・・・・・・・２４

代理人の有無について（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・２５

区域内の人口及び世帯数について（様式第１０号）・・・・・・・・２６

区域内の人口及び世帯数について（記入例）・・・・・・・・・・・２７

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書・・・・・・・・・・・・・２８

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（記入例）・・・・・・・・２９

告示事項変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

告示事項変更届出書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

告示事項変更における代表者変更承諾書・・・・・・・・・・・・・３２

告示事項変更における代表者変更承諾書（記入例）・・・・・・・・３３

規約変更認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

規約変更認可申請書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

規約の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

議事録の参考例（認可申請の場合）・・・・・・・・・・・・・・・４２

構成員の名簿参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

議事録の参考例（告示事項変更の場合）・・・・・・・・・・・・・４４

**１．地縁団体とは**

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第２６０条の２第１項）をいいます。町内会や自治会（以下、町内会等）などがこれにあたります。

**２．認可地縁団体とは**

町内会等には法人格が認められていなかったため、町内会等で所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。

このような問題に対処するため、平成３年に地方自治法が改正され、一定の手続きにより町内会等が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

また、令和３年の改正では、不動産等の保有の有無にかかわらず、認可を受けることができるようになりました。

ただし、町内会等が法人格を取得しても、従来からの町内会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、銚子市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

**３．申請できる団体**

**一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体**

いわゆる町内会等が対象です。以下のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

○特定の目的の活動だけを行う団体

(スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など)

○構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体

(老人会や子ども会(年齢の制限)、婦人会(性別の制限)など)

○代表者が数人いる団体

(数人の役員が各自代表権を有する団体など)

○町内会等の連合組織の地縁による団体

(連合会、協議会など)

以前は、地域的な共同活動のための不動産または不動産に関する権利等を保有、あるいは保有を予定している団体であることも要件のひとつでしたが、令和３年の地方自治法の改正で不要となりました。

**４．認可の条件**

**次の４つの要件（地方自治法第２６０条の２第２項）を全て満たしている町内会等が認可の対象となります。**

**(１)　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的と**

**し、現にその活動を行っていると認められること。**

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な町内会等活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

**(２)　その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。**

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

**(３)　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。**

構成員になることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有する**すべての個人**ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

**(４)　規約を定めていること。**

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、（オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項が定められていることが必要です。

また、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

**５．申請から認可までの大まかな流れ**

**認可地縁団体の申請から認可までは、以下のような流れになります。**

　　　　　　　　**町内会等　　　　　　　　　　市**

**町内会等の皆さんで話し合い**

　　　　　　↓

**銚子市総務室に相談**

　　　　　　↓

**事前準備**

**（規約、区域図等の作成）**

　　　　　　↓

**必要に応じて、銚子市総務室に相談**

**認可地縁団体設立のための**

**総会を開催**

**・申請の意思決定**

**・構成員の確定**

**・認可書類事項の議決等**

**↓**

**認可地縁団体設立に必要な　　　　　　　　書類審査**

**書類（５～６ページ参照）　　　　　　　　　　↓**

**を揃えて銚子市総務室に提出**　　　　　**市長による認可・告示**

**認可地縁団体台帳作成**

**↓**

**認可の通知**

**６．認可申請に必要な書類等**

**認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。**

**また、認可申請を行うことについて、町内会等の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。必ず事前に銚子市総務室にご相談ください。**

**(１)認可申請書(１４ページ)**

申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

**(２)規約(参考例:３６～４１ページ規約)**

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項を定めてください。

また、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

**※規約を作成し、総会に諮る前に事前に銚子市総務室にご相談ください。**

**（地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため）**

**(３)認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類**

**(参考例:４２ページ議事録（認可申請の場合）)**

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものです。

**(４)構成員の名簿(参考例:４３ページ構成員の名簿)**

構成員の住所・氏名を記載したもので、その町内会等内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

**(５)保有資産目録又は保有予定資産目録**　**※該当ない場合は不要**

**(１６、１８ページ)**

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあっては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあっては保有予定資産目録が必要です。ただし、登記簿謄本、契約書等の添付は不要です。

**(６)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類**

(ア)事業報告書、(イ)決算書、(ウ)予算書、(エ)事業計画書等が必要です。

**(７)申請者が代表者であることを証する書類(２０ページ)**

(ア)**申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの**と、(イ)申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるものが必要です。（アの様式は団体任意のもので構いません。記入例：４２ページ）

**(８)裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について（２２ページ）**

民事保全法に基づく、裁判所による代表者の職務執行停止等がある場合、その有無を記載します。

**(９)代理人の有無について（２４ページ）**

地方自治法第２６０条の８、第２６０条の１０による代理人の有無を記載します。

◇　地方自治法

第２６０条の８　　代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されてないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

**(１０)区域を示した図面**

地図等に区域を囲んで表示したものが必要です。

**（１１）区域内の人口及び世帯数を記載した書類（２６ページ）**

　　申請日時点での区域内人口及び世帯数を記載します。

**７．認可について**

**認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。）**

**また、告示される内容は以下のとおりです。**

（１）名称

（２）規約に定める目的

（３）区域

（４）主たる事務所

（５）代表者の氏名及び住所

（６）裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

（７）代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）

（８）規約に解散の事由を定めたときは、その事由

（９）認可年月日

**※　告示された内容に変更があった場合は速やかに銚子市総務室に届け出てください（９ページ参照）。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。**

**８．認可告示後の手続き等**

**認可告示後の手続きは以下のとおりです。**

**(１)**　**認可地縁団体としての印鑑登録**(受付：銚子市役所総務室)

銚子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成８年銚子市条例

第１３号)の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑

を登録申請します。

**○印鑑登録できる人**

・認可地縁団体の代表者本人

**○印鑑登録に必要なもの**

・認可地縁団体印鑑登録申請書

・代表者の個人印(印鑑登録されたもの)および印鑑登録証明書

・登録する**団体印**

**※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体印鑑の登録はできません。**

・印影の大きさが１辺の長さ８ｍｍの正方形に収まるもの又は１辺の長さ

が３０ｍｍの正方形に収まらないもの

・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

・印影を鮮明に表しにくいもの

**(２)　認可地縁団体印鑑登録証明書の交付**(受付：銚子市役所総務室)

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき交付します。証明書は１通につき３５０円です。

**(３)　不動産登記**

認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠

の書類及び地縁団体の証明書を添付することになります。

不動産登記手続きについては、司法書士や法務局と協議してください。

※地縁団体の証明書が必要な場合は、認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

(２８ページ)により、銚子市総務室まで請求してください。

証明書は１通につき３５０円です。

**９．認可地縁団体の義務**

**認可地縁団体の義務は以下のとおりです。**

**（１）告示事項の変更(地方自治法第２６０条の２第１１項)**

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。

以下の書類を揃えて銚子市総務室まで提出してください。

特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届出てください。

**①　代表者が代わったとき**

・告示事項変更届出書(３０ページ)

・代表者の就任承諾書(３２ページ)

・告示された事項に変更があった旨を証明する書類

（総会議事録の写しなど。４４ページ議事録の参考例）

**②　主たる事務所の位置が変わったとき**

・告示事項変更届出書（３０ページ）

・告示された事項に変更があった旨を証明する書類

（総会議事録の写しなど）

**※　告示された事項に変更があった旨を証明する書類として議事録を提出する場合は、議事録署名人の署名が必要かどうか、町内会等の規約を確認してください。**

**（２）規約の変更(地方自治法第２６０条の３第２項)**

規約を変更する場合には市長の認可が必要ですので、以下の書類を揃えて銚子市総務室まで提出してください。なお、規約の変更をする際は事前に必ず銚子市総務室に相談してください。

・規約変更認可申請書(３４ページ)

・規約変更の内容及び理由を記載した書類

・規約変更を総会で議決したことを証明する書類

(総会議事録の写しなど)

**※　規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更が必要になります。**

**（３）財産目録の作成と備え置き(地方自治法第２６０条の４第１項)**

認可を受けるとき及び毎年１月から３月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

**（４）構成員名簿の備え置き(地方自治法第２６０条の４第２項)**

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてく

ださい。(ただし、市への報告、提出は必要ありません。)

**（５）総会開催の義務(地方自治法第２６０条の１３)**

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開いてください。

**１０．認可地縁団体に係る税金**

**認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。**

|  |  |
| --- | --- |
| **税の種類** | 地縁団体の認可を受けた団体 |
| 収益事業を行わない場合 | 収益事業を行う場合 |
| **市税** | **法人市民税** | 均等割…課税免除法人税割…非課税 | 均等割と法人税割額課税 |
| **固定資産税** | 固定資産税の評価で課税（減免措置あり） | 固定資産税の評価で課税 |
| **県税** | **法人県民税** | 均等割…課税免除法人税割…非課税 | 均等割と法人税割額課税 |
| **不動産取得税** | 課税（減免措置あり） | 課税 |
| **国税** | **法人税** | 非課税 | 課税 |
| **登録免許税****（不動産登記時）** | 課税 | 課税 |

**１１．認可の取り消しと解散**

**(１)　取り消し（地方自治法第２６０条の２第１４項）**

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

・認可要件（３ページ参照）のうち、そのいずれかを欠くことになったとき

・不正な手段により認可を受けたとき

**(２)　解散（地方自治法第２６０条の２０）**

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。

・規約に定めた解散事由の発生

・破産手続き開始の決定

・認可の取り消し

・総会の決議

・構成員が欠けたこと

様式集および参考例

様式第１号

　　令和　　　年　　　月　　　日

銚子市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　認可を受けようとする地縁による

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

代表者の氏名及び住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

認可申請書

　地方自治法第２６０条の２第１項の規定により認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　保有資産目録又は保有予定資産目録

５　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

６　申請者が代表者であることを証する書類

７　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任の有無

８　代理人の有無

９　区域を表示した地図

１０ 区域内の人口及び世帯数を記載した書類

様式第１号

　　令和　　　年　　　月　　　日

申請書を提出する日付を記入してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

銚子市長　　　　　　　　　様

規約で定めた団体の名称、及び主たる事務所の所在地を記入してください。

（記載されているものを告示します。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　認可を受けようとする地縁による

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　〇〇町内会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　　銚子市●●町△△番地

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名と住所を記入してください。押印は不要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　銚子　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　銚子市●●町××番地

認可申請書

　地方自治法第２６０条の２第１項の規定により認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

該当ない場合提出は不要です。５以降の番号を繰り上げてください。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　保有資産目録又は保有予定資産目録

５　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

６　申請者が代表者であることを証する書類

７　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任の有無

８　代理人の有無

９　区域を表示した地図

１０ 区域内の人口及び世帯数を記載した書類

様式第２号

保有資産目録

　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日現在

１　不動産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不動産の種類 | 面　積　等 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　不動産に関する権利等

（１）所有権以外の権原により保有している不動産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産の種類 | 権　　　　原 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（２）地域的な共同活動を行うためのその他の資産

|  |
| --- |
| 資産の種類及び数量 |
|  |
|  |

様式第２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

保有資産目録

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称　〇〇町内会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和●●年□□月※※日現在

１　不動産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不動産の種類 | 面　積　等 | 所　在　地 |
| 〇〇町青年館 | ８０㎡ | 銚子市〇〇町△△番地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　不動産に関する権利等

（１）所有権以外の権原により保有している不動産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産の種類 | 権　　　　原 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（２）地域的な共同活動を行うためのその他の資産

|  |
| --- |
| 資産の種類及び数量 |
| １．国債　八分利付国債　　券面額　３０万円　取得額　３５万円 |
| ２．社債　〇〇株式会社　　物上担保付社債　　　　　　　　　　　　　券面額　９０万円　取得額　１０４万円 |

様式第３号

保有予定資産目録

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称　〇〇町内会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和●●年□□月※※日現在

１　不動産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不動産の種類 | 保有予定不動産の取得予定時期 | 購入等の相手方 | 保有予定不動産の所在地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　不動産に関する権利等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産の種類 | 権　　　　原 | 権原取得の予定時期 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第３号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

保有予定資産目録

　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和●●年△△月◆◆日現在

１　不動産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不動産の種類 | 保有予定不動産の取得予定時期 | 購入等の相手方 | 保有予定不動産の所在地 |
| 土　地 | 令和●●年△△月※※日 | ×× | 銚子市〇〇町□□番地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　不動産に関する権利等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産の種類 | 権　　　　原 | 権原取得の予定時期 |
| 土　地 | 地　上　権 | 令和●●年△△月※※日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

承　諾　書

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名

私は、地方自治法第２６０条の２第２項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和　　年　　月　　日開催の　　　　　町内会の総会議決に従い、当団体の代表者となることを承諾いたします。

　　　　　　承　諾　書　　　　　記入例

総会の議決以降の日付をご記入ください。

令和●●年△△月※※日

住　所　　銚子市〇〇町××番地

　　　　　　　　　　　　 　 氏　名　　銚子　太郎

署名又は記名押印が必要です。

　私は、地方自治法第２６０条の２第２項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和●●年△△月××日開催の〇〇町内会の総会議決に従い、当団体の代表者となることを承諾いたします。

様式第８号

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称及び代表者名

名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無

（１）有

（２）無

２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

　　（１）有　・・・・　職務代行者選任有りの場合

　　　　　　　　　　　　　　　　職務代行者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（２）無

○　裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

様式第８号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称及び代表者名

名称　　　　〇〇町内会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　銚子　太郎

押印は不要です。

１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無

（１）有

（２）無

２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

　　（１）有　・・・・　職務代行者選任有りの場合

　　　　　　　　　　　　　　　　職務代行者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（２）無

○　裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

様式第９号

代　理　人　の　有　無

地縁による団体の名称及び代表者名

名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

１　代理人の有無

（１）有　・・・・　代理人有りの場合

　　　　　　　　　　　　代理人

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

（２）無

○　この場合の「代理人」は地方自治法第２６０条の８の代理人および第２６０条の１０の特別代理人を指します。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

◇　地方自治法

第２６０条の８　　代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されてないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式第９号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

代　理　人　の　有　無

地縁による団体の名称及び代表者名

名称　　　　〇〇町内会

押印は不要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　銚子　太郎

１　代理人の有無

（１）有　・・・・　代理人有りの場合

　　　　　　　　　　　　代理人

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

（２）無

○　この場合の「代理人」は地方自治法第２６０条の８の代理人および第２６０条の１０の特別代理人を指します。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

◇　地方自治法

第２６０条の８　　代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されてないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式第１０号

区域内の人口及び世帯数

地縁による団体の名称及び代表者名

名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　１　　　人口　　　　　　　　　　　　　人

　　　　　２　　　世帯数　　　　　　　　　　　　世帯

　　　　　３　　　作成日　　　令和　　年　　月　　日

様式第１０号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

区域内の人口及び世帯数

地縁による団体の名称及び代表者名

名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

押印は不要です。

申請日時点の人口、世帯数をご記入ください

　　　　　１　　　人口　　　　　〇〇　　　　　　人

　　　　　２　　　世帯数　　　　　××　　　　　　世帯

　　　　　３　　　作成日　　　令和●●年△△月※※日

申請日をご記入ください

証　明　書　交　付　請　求　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　銚子市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１２項の規定により、下記の地縁による団体に関して告示された事項の証明書の交付を請求いたします。

記

　　１　　団体名

　　２　　主たる事務所の所在地

　　３　　交付請求部数　　　　　　部

　　証　明　書　交　付　請　求　書　　記入例

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和〇〇年△△月※※日

　銚子市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　銚子市●●町△△番地

請求者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　銚子　太郎

押印は不要です。

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１２項の規定により、下記の地縁による団体に関して告示された事項の証明書の交付を請求いたします。

記

　　１　　団体名　　〇〇町内会

　　２　　主たる事務所の所在地　　銚子市●●町△△番地

　３　　交付請求部数　　　　　１　　部

必要部数をご記入ください。

１部３５０円になります。

　　令和　　　年　　　月　　　日

銚子市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

代表者の氏名及び住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

告示事項変更届出書

　下記事項について変更があったので地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証明する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項およびその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

　令和〇〇年△△月※※日

銚子市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　〇〇町内会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　銚子市●●町△△番地

代表者の氏名及び住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　銚子　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　銚子市●●町※※番地

押印は不要です。

告示事項変更届出書

　下記事項について変更があったので地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証明する書類を添えて届け出ます。

記

告示事項に変更があった事を証明する書類とは、

総会の議事録等です。

１　変更があった事項およびその内容

　　・代表者の氏名及び住所の変更

　　（変更前）　氏名　銚子　太郎　　　　住所　銚子市●●町※※番地

　　（変更後）　氏名　銚子　次郎　　　　住所　銚子市●●町□□番地

代表者が変更となった場合は、新代表の承諾書を添付してください。

２　変更の年月日

　　令和〇〇年△△月◆◆日

３　変更の理由

　　任期満了に伴う役員改選

承　諾　書

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名

私は、地方自治法第２６０条の２第１１項に規定する地縁による団体の認可

事項変更にあたり、令和　　年　　月　　日開催の　　　　　町内会の総会議決に従い、当団体の代表者となることを承諾いたします。

　　　　　　承　諾　書　　　　　記入例

総会の議決以降の日付を記入してください。

令和●●年△△月※※日

住　所　　銚子市〇〇町××番地

署名又は記名押印が必要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　銚子　太郎

　私は、地方自治法第２６０条の２第１１項に規定する地縁による団体の認可

事項変更にあたり、令和●●年△△月××日開催の〇〇町内会の総会議決に従い、当団体の代表者となることを承諾いたします。

　令和　　　年　　　月　　　日

銚子市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

代表者の氏名及び住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

規約変更認可申請書

　地方自治法第２６０条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添

書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

　令和〇〇年△△月※※日

銚子市長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　〇〇町内会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　銚子市●●町△△番地

代表者の氏名及び住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　銚子　太郎

押印は不要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　銚子市●●町※※番地

規約変更認可申請書

　地方自治法第２６０条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添

書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

**規約の参考例**

○○町内会規約

第１章　総則

(目的)

第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（１）　会員相互の連絡と親睦を図ること

必要が無い目的は削り、逆に町内会独自の目的があれば、追加してください。

（２）　区域内の清掃、緑化推進等の環境整備を図ること

（３）　集会施設その他の財産の維持管理を図ること

（４）　福利厚生に関すること

（５）　生活改善、文化、体育等に関すること

（６）　防火、防犯に関すること

（７）　市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること

（８）　その他目的達成に必要なこと

(名称)

または、銚子市〇〇町全域とする。

第２条　本会は、○○会と称する。

(区域)

第３条　本会の区域は、銚子市○○町×番□号から××番□□号までの区域とする。

(主たる事務所)

第４条　本会の主たる事務所は、銚子市○○町×番□号に置く。

第２章　会員

(会員)

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

（１）　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（２）　本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

２　　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章各条文については、必要が無い役員は削り、逆に町内会独自の役員があれば、追加してください。

ex：道路委員、農業委員など

第３章　役員

(役員の種別)

第９条　本会に次の役員を置く。

（１）　会長　１人

（２）　副会長　○人

（３）　書記　○人

（４）　会計　○人

（５）　その他の役員　○人

（６）　監事　○人

(役員の選任)

第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　　監事と会長、副会長、書記、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　　書記は、本会に関する一切の記録業務を遂行する。

４　　会計は、本会の会計事務を行う。

５　　その他の役員は、本会における専任業務を遂行する。

６　　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

（２）　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

（３）　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（４）　前号の報告をする為必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第１２条　役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

４　　役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

（１）職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第４章　総会

(総会の種別)

第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第１４条　総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

２　　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）　会長が必要と認めたとき。

（２）　総会員の○分の○以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（３）　第１１条第６項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第１７条　総会は、会長が招集する。

２　　会長は前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第１９条　総会は、会員の過半数の出席で成立する。

(総会の議決)

第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第２１条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第２２条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

（３）　開催目的、審議事項及び議決事項

（４）　議事の経過の概要及びその結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第５章　役員会

(役員会の構成)

第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　　会長は、役員の〇分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

３　　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第２７条　役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

(資産の構成)

第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　別に定める財産目録記載の資産

（２）　会費

（３）　活動に伴う収入

（４）　資産から生ずる果実

（５）　その他の収入

(資産の管理)

第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり翌年△月△日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

(規約の変更)

第３６条　この規約は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得、かつ、銚子市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の○分の○以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

(備付け帳簿及び書類)

第３９条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

附則

一般的には会長や代表

１　　この規約は、令和○年○月○日から施行する。

議事録の参考例（認可申請の場合）

・上記が一般的な認可地縁団体規約になります。〇などの記号の所は、各団体の実情に合わせて記入ください。

・不明な点につきましては、銚子市総務課総務室にご連絡ください。

総会で認可申請が議決された後の日付になります。

○○町内会臨時総会議事録

１．　総会の日時及び場所

日時令和○○年○○月○○日

場所○○町内会集会所

２．　総会の目的

令和○○年度役員選任の件及び、認可地縁団体申請の件の議決

３．　現在の会員数及び出席者数

(１)　現在の会員数○○名

(２)　出席数○○名(うち書面表決者○○名、表決委任者○○名)

４．　議長(○○○○氏)が会長により選任され、総会の成立を宣言した。

５．　議決事項

次の方々が役員として選任されていることを確認し、議決事項に移った。

会長　○○○○　　副会長　○○○○　　会計　○○○○　　監査　○○○○

(１)認可地縁団体申請の件

(２)認可地縁団体の申請及び代表者を会長に選任する件

(３)議事録署名人の選出

以上の(１)、(２)、(３)の事項については、出席者○○名中○○名の賛成により可決された。なお保留は○名、反対は○名であった。

以上、議事録として確認します。

令和○○年○○月○○日

議長　　　　　　○○○○

議事録署名人　　○○○○

議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要です。

議事録署名人　　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

構成員名簿

団体の名称[　　〇〇町内会　　]

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番　号 | 氏　名 | 住　所 |
| １ | 銚子　太郎 | 銚子市〇〇町１番地 |
| ２ | 銚子　花子 | 銚子市〇〇町３番地 |
| ３ | 銚子　一郎 | 銚子市〇〇町５番地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

議事録の参考例（告示事項変更（代表者変更）の場合）

○○町内会臨時総会議事録

１．　総会の日時及び場所

日時令和○○年○○月○○日

場所○○町内会集会所

２．　総会の目的

認可地縁団体の代表者変更の議決

３．　現在の会員数及び出席者数

(１)　現在の会員数○○名

(２)　出席数○○名(うち書面表決者○○名、表決委任者○○名)

４．　議長(○○○○氏)が会長により選任され、総会の成立を宣言した。

５．　議決事項

次の方々が役員として選任されていることを確認し、議決事項に移った。

会長　○○○○　　副会長　○○○○　　会計　○○○○　　監査　○○○○

・認可地縁団体代表者変更について

以上の事項については、出席者○○名中○○名の賛成により可決された。

なお保留は○名、反対は○名であった。

以上、議事録として確認します。

令和○○年○○月○○日

議長　　　　　　○○○○

議事録署名人　　○○○○

議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要です。

議事録署名人　　○○○○